

令和4年第8回加賀市農業委員会定例総会

令和4年8月25日(木)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18日に嶋崎委員、水上委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。今年の夏は豪雨か猛暑という極端な天気の日が多いです。早稲のゆめみずほの刈り取りが始まりましたが、これから雨が続くようです。大変な中での刈り取りになりそうです。委員の皆さん、忙しい中のご参加ありがとうございます。8月4日に予定をしていました研修会と農地パトロール出発式の会場が大雨の避難所に指定され、中止となりました。その後に予定されていた意見交換会も中止ということで、皆様にはご迷惑をお掛けしました。</p> <p>それでは、令和4年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>

議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。
議案第 33 号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	それでは、議案第 33 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の 3 ページから 4 ページです。資料 2 は 2 ページから 3 ページでお願いいたします。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。 今月の申請は利用権の新規設定が 1 件で、更新である再設定が 3 件です。4 件の合計は 50,981 m ² の集積計画案です。整理番号 2 番のみ新規で、 XXXXXXXXXX による 10 年間の使用貸借契約を結ぶものです。 以上この 4 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案第 33 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、

議長（中村会長）	<p>適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更申請について	
議長（中村会長） 嶋崎委員	<p>それでは、議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>報告いたします。去る8月18日に、私と水上委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は2ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は作業用地等です。雨水は道路側溝に流し、工事事務所の排水は下水道に接続する計画となっており、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は2ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、2筆、面積計812㎡、転用目的は作業用地等で、一時転用するものです。この案件は、令和2年3月に初回の許可を得て事業を開始しましたが、許可期限の本年9月30日までに事業が完了しないことから、6カ月の延長申請があったものです。申請地は、商業地域にあるため第3種農地と判断され、初回の転用許可日から3年以内の一時転用であり、原則許可に該当するものと考えます。なお、3年を超えての転用許可は下りないことから、今回が最後の申請となります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長（中村会長） 幸前委員	只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。確認します。面積が少し違いますが、なぜですか。
事務局（橋本） 議長（中村会長）	分筆が行われ、若干申請地が減りました。 それでは、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数により、議案第34号 農地転用許可後の事業計画変更申請については、適切と認めます。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長） 嶋崎委員	次に、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、嶋崎委員から報告をお願いします。 報告いたします。位置図の資料1は3ページから9ページを併せてご覧ください。 整理番号1番の転用目的は駐車場建設です。雨水排水は道路側溝に流す計画です。 2番の転用目的は敷地拡張です。雨水排水は道路側溝に流す計画です。 3番の転用目的は敷地拡張です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。 4番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。 5番の転用目的は調剤薬局建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側
----------------------	--

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>溝に流す計画です。</p> <p>6番の転用目的は宅地造成です。農地側の境界には擁壁を設置して、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>7番の転用目的は貸駐車場及び貸倉庫建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は、7ページから8ページ、資料1の位置図は、3ページから9ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積37㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は■■■■■■■■■■あり、既存の駐車場の隣接地である申請地を購入して、新たに駐車場を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■■■■■■■内にあり、田、面積184㎡、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して駐車場及び庭とするため、敷地拡張するものです。申請地は、準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積142㎡、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して庭とするため、敷地拡張するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>4番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積657㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は両親の家で同</p>
-----------------------------	--

居しており、手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は[]内にあり、田、2筆、面積計382㎡、転用目的は調剤薬局建設です。譲受人は[]あり、地内の[]するため、申請地を購入して調剤薬局を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、転用目的、面積の規模、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成することが可能な土地が他にないことから、許可相当に該当するものと考えます。

6番は[]地内にあり、田、面積741㎡、転用目的は宅地造成です。譲受人は[]あり、申請地を購入して住宅地2区画を造成して販売するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

7番は[]地内にあり、田、面積657㎡、転用目的は貸駐車場及び貸倉庫建設です。譲受人は、申請地の[]であり、近年の業務拡大と従業員増加に対応するため、申請地を購入して完成品用の倉庫及び8台分の駐車場を建設し、[]に使用貸借するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）
田端委員

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

6番と7番について質問があります。6番は譲受人に資

事務局（橋本）	<p>格があるのか知りたいです。7番は位置図を見ると、集落接続になっていないと思います。</p>
中出委員	<p>6番の案件ですが、[REDACTED]であっても許可要件を満たしているので、転用は可能です。</p>
田端委員	<p>7番の案件ですが、譲受人は地元申請地の近くに在住しています。それが集落接続の適用条件ですので、資格があると判断しました。</p>
事務局（橋本）	<p>今の説明だけでは疑問が残ります。</p>
大家職務代理	<p>申請地が集落接続し、なおかつ申請者が地元に住んでいるというのが条件ではなかったかと思います。申請者が地元に住んでいるという条件だけでは、解釈が違うと思います。</p>
事務局（橋本）	<p>申請者の所有地と今回の申請地の間の更地は、既に転用許可が出ていますので、集落接続と判断できます。</p>
大家職務代理	<p>その更地は転用許可が出ているのなら、完了届が出ていますか。</p>
事務局（橋本）	<p>出ていません。</p>
大家職務代理	<p>そのまま放置していたらどうなりますか。</p>
事務局（橋本）	<p>転用許可自体はそのまま有効です。転用許可を受けた方が亡くなった場合、もう一度手続きが必要になります。転用許可からかなり時間が経っていますので、確認を取ります。</p>
伊藤委員	<p>転用許可が出た更地は[REDACTED]に売るのでですか。</p>
事務局（橋本）	<p>転用許可が下りた隣地は[REDACTED]の土地です。</p>
大家職務代理	<p>[REDACTED]の許可地を挟んで7番の申請者の申請地と所有地があるのなら、許可が出た隣の更地と申請地を一緒に転用するのではないですか。</p>
事務局（橋本）	<p>そのところは確認していません。</p>
大家職務代理	<p>全く別の方が申請するならわかりますが、自分の所有地</p>

<p>荒谷委員 大家職務代理</p>	<p>と■■■■が隣同士で、その隣に申請をしているのは、転用目的の土地が足りないからではないのですか。 一体化が考えられます。 もし一体化するなら、■■■■の計画変更届を出さなければいけません。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>同一人物の許可地ではないので、事業計画変更は必要ないと思います。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>申請者が違うということは、何か理由があるということだと思いますから、確認をして、次の機会に報告してください。ほかにご意見、ご質問ありませんか。</p>
<p>中池委員</p>	<p>5番の案件で、他に代替性なしとありますが、もう一度説明をお願いします。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>この案件は、県の担当者と確認を取りながら進めてきました。町内に調剤薬局を建てる際の条件として、県道沿いである、道幅が広い、交通のアクセスが良い、建物を建てるための広さ等の要件を満たしている土地を調査し、この申請地以外に候補地がないという結論になりました。</p>
<p>田端委員</p>	<p>ほかに代替地がない判断は、申請者の申告だけですか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>事務局側でも確認を取っております。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>難しい判断と思いますが、事務局がそのように判断をしたというのであれば、転用申請ができると思います。</p>
<p>田端委員</p>	<p>私も以前に同じ経験があり、農地所有者の方々に断られた際の資料がかなりありました。今回の申請で、第三者的資料がないので釈然としません。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>県は交渉記録等までは求めていませんが、今回の案件は内容を精査して確認を取っております。</p>
<p>中出委員</p>	<p>調剤薬局を建てるということは、商売ですから、どこにしたら利益が取れるかということのを第一の目的に場所を探したと思います。</p>

田端委員	それはわかりますが、農業委員会としては農地を農地として守っていくことが大前提だと思いますので、納得できません。
議長（中村会長）	ほかにご意見、ご質問ありませんか。なければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により、適切と認めます。
議案第36号 非農地証明願について	
議長（中村会長）	次に、議案第36号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。
嶋崎委員	報告いたします。位置図の資料1は10ページを併せてご覧ください。 1番は、現況が山林であり、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	議案書は9ページから10ページ、資料1の位置図は10ページを併せてご覧ください。 1番は■■■■地内にあり、畑、面積 3,569 m ² です。この度、申請地の売却にあたって、登記を調べたところ農地であることが判明したものです。昭和30年頃に耕作が困難となり、現在は森林化しており農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

議長（中村会長）	（意見、質問なし） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第36号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。
議長（中村会長）	（挙手多数） 賛成多数により、適切と認めます。

報告第14号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について

議長（中村会長）	次に、報告第14号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
議長（中村会長）	（委員からの報告なし） なければ、私の方から報告します。8月12日に県常設審議委員会があり、5条案件7件、うち2件は一時転用案件、すべて許可相当ということです。またその時に、会長より7月26日に馳知事へ表敬訪問をし、肥料及び飼料価格高騰対策の要望書を提出したと報告がありました。私の方からは以上です。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下） 議長（中村会長）	（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明） ほかに何かありませんか。 以上をもちまして、令和4年第8回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
---------------------	---

閉会（午後2時23分）